

自律移動支援プロジェクト
情報セキュリティポリシー専門検討委員会資料

現行法における対応

平成18年4月

自律移動支援プロジェクト 現行法における対応

- ・リスクが現実化した場合に、どのような法的責任が生じるか検討を行った。
- ・サービスの適正な提供にあたり、特に重要だと思われるシステムに対して有害な行為を行った者(加害者)と提供主体について、それぞれ以下のような場面を想定した。

主体	想定場面	法的責任		主体	想定場面	法的責任	
		民事	刑事			民事	刑事
1. 加害者	(1)情報の漏えい・無断利用が行われた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不法行為 ・複製権侵害と罰則 	<ul style="list-style-type: none"> ・窃盗罪 ・複製権侵害と罰則 ・個人情報の不適正な取得と罰則 	2. 提供主体	(1)自律移動支援システムへの有害な行為(加害行為)があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・債務不履行 ・不法行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・幫助罪 ・安全管理措置義務違反と罰則
	(2)システムへの攻撃が行われた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・不法行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・偽計業務妨害罪 ・威力業務妨害罪 ・電子計算機損壊等業務妨害罪 ・窃盗罪 ・器物損壊罪 ・不正アクセス罪 ・標識損壊罪 		<ul style="list-style-type: none"> ・債務不履行 ・不法行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・わいせつ物頒布罪 ・業務上過失致死傷罪 ・安全管理措置義務違反と罰則 ・風俗営業法の届出規定と罰則 	
					(3)利用者に原因があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・債務不履行 ・不法行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上過失致死傷罪
					(4)天災等に原因があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・債務不履行 ・不法行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上過失致死傷罪

①民事責任

	複製権侵害と罰則 (著作権法21条)	不法行為 (民法709条)
事例	・加害者がコンテンツを無断で複製した。	・加害者が利用者に関する情報を盗んだ。
要件と効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権者は著作物を複製する権利(複製権)を有しており、侵害された場合、著作権者は侵害の停止、予防、損害賠償を請求できる。 ・ 著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法2条)とされており、当該コンテンツがこの定義に該当する場合、著作物となる。 ・ 加害者が著作権者の許諾を得ないで無断で複製した場合には、複製権侵害となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ある者が故意又は過失によって他の者の権利や利益を侵害し損害が発生した場合、不法行為責任を問われ、被害者は損害賠償を求めることができる。 ・ 加害者が利用者情報を盗んだり、コンテンツを無断で複製するなど、故意に基づく行為があり、情報の保有者や著作権者の権利等を侵害し、損害が発生した場合、不法行為責任が成立する可能性がある。
備考	コンテンツが無断複製された場合、保護の対象となる可能性が高い。	加害者の行為について、不法行為責任が成立する可能性が高い。

②刑事責任

	窃盗罪 (刑法235条)	複製権侵害と罰則 (著作権法21条、119条、124条)	個人情報の不適正な取得と罰則 (個人情報保護法17条、56条、58条)
事例	・加害者が利用者の情報やコンテンツの情報を盗んだ。	・加害者がコンテンツを無断で複製した。	・加害者が利用者に関する個人情報を盗んだ。
要件と効果	<p>●他人の財物を窃取した者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役に処され、未遂も処罰される。</p> <p>・判例の立場によれば財物とは管理可能なものとされているが、情報自体は財物とされていない。判例では価値の高い情報を化体した紙・ファイル・フィルムに財物性を認め、それについての財産犯を処罰する処理が行われている。(判例1)加害者がインフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者のプリンタから情報を出力して持ち出した場合やインフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者のMO等の外部記憶媒体を利用して持ち出した場合、他人の財物を窃取したとされる可能性がある。</p> <p>・例えば加害者が当該情報を保有する事業者の従業員であり、自己のMO等の外部記録媒体によって持ち出した場合、窃盗罪ではなく背任罪が成立する可能性がある。</p>	<p>●著作者は著作物を複製する権利(複製権)を有するとしており、複製権を侵害した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金処すとされ、両罰規定により法人も処罰される。</p> <p>・著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法2条)とされており、当該コンテンツがこの定義に該当する場合、著作物となる。</p> <p>・加害者が著作権者の許諾を得ないで無断で複製した場合には、複製権侵害となる。</p>	<p>●個人情報取扱事業者が、偽りその他不正な手段による個人情報の取得を行うことは、不適正な取得にあたり、主務大臣による勧告・命令の対象となる。従わない場合には、罰則の対象となり6年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処すとされ、また両罰規定により法人も処罰される。</p> <p>・個人情報取扱事業者とは、5000件以上の個人情報を含むデータベース(個人情報データベース等)を事業の用に供している者であり、加害者がそのようなデータベースを保有し事業の用に供している場合には、該当する可能性がある。</p> <p>・不正な手段とは、偽りの他に不適法又は適正を欠く方法や手続であり、加害者が正当な権限なく他人が管理する個人情報を取得した場合は、該当する可能性がある。</p> <p>・また加害者が利用者に関する個人情報を盗んだ行為に不法行為責任が成立する場合には、損害賠償の責任を負う可能性がある。</p>
備考	現行刑法には情報の窃盗を処罰する規定がないため、処罰の対象となる場合は限定される。	コンテンツが無断複製された場合、保護の対象となる可能性が高い。	個人情報を盗んだ者が個人情報取扱事業者にあたる場合は限定される。

①民事責任

	不法行為 (民法709条)
事例	加害者が情報を改ざんしたり、システムを構成するICタグやコンピュータ等を物理的に破壊したり、システムに対する攻撃を行うことで、サービス提供業務を妨げ、損害が発生した。
要件と効果	<p>●ある者が故意又は過失によって他の者の権利や利益を侵害し損害が発生した場合、不法行為責任を問われ、被害者は損害賠償を求めることができる。</p> <p>・加害者が情報を改ざんしたり、システムを構成するICタグやコンピュータ等を物理的に破壊したり、システムへの攻撃を行う行為が故意又は過失に基づく行為があり、利用者やサービス提供主体の権利等を侵害し、損害が発生した場合、不法行為責任が成立する可能性がある。</p>
備考	加害者の行為について、不法行為責任が成立する可能性が高い。

②刑事責任

	偽計業務妨害罪 (刑法233条後段)	威力業務妨害罪 (刑法234条)	電子計算機損壊等業務妨害罪 (刑法234条の2)
事例	<ul style="list-style-type: none"> 加害者が情報を改ざんし虚偽の情報をインフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者等に提供したため、インフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者が利用者に適切なサービスの提供を行えなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者がICタグを破壊したり傷つけたりした。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者が自律移動支援システムを構成するコンピュータを物理的に破壊した。 加害者がサービス停止攻撃(大量の無意味なデータや接続要求を行い、システムを正常動作させないような攻撃)等を行ったため、システムが正常な動作をしなくなり、利用者に適切なサービス提供ができなかった。
要件と効果	<ul style="list-style-type: none"> ●偽計を用いて人の業務を妨害した者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すとされている。 ・偽計とは、人を欺罔、誘惑し、あるいは他人の錯誤または不知を利用する違法な行為とされており、加害者が情報の内容を改ざんして各主体に流す行為が該当する可能性がある。 ・業務とは、人が社会生活を維持する上で反復・継続して従事する仕事と解されている。インフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者等による利用者へのサービス提供は、当然、業務にあたり、加害者が改ざんした情報を流すことでインフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者等の業務が妨害されることは業務の妨害に該当する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●威力を用いて人の業務を妨害した者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すとされている。 ・威力とは、人の意思を制圧するに足りる勢力を用いることとされているが、対物的加害行為についても、一定の行為の必然的結果として人の意思を制圧するような勢力を用いれば足りるとの理由で威力にあたりとされている。 ・業務とは、人が社会生活を維持する上で反復・継続して従事する仕事と解される。インフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者による利用者へのサービス提供は業務にあたり、加害者がICタグを破壊することでインフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者等の業務が妨害されることが業務の妨害に該当する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンピュータや電子ファイルを損壊したり、コンピュータに虚偽の情報や不正の指令を与える等により正常な動作をさせず、人の業務を妨害した者は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すとされている。 ・加害者が各主体が保有する自律移動支援システムを構成するコンピュータを物理的に破壊することで、コンピュータによって遂行されるインフラ提供者やコンテンツ・サービス提供者等の自律移動支援システムによるサービスの提供を妨げる行為が業務の妨害に該当する可能性がある。 ・コンピュータに虚偽の情報や不正の指令を与える行為として、テレビ局のホームページ内の天気予報画像を消去してわいせつ画像に置き換えた事案(判例2)があり、加害者がサービス停止攻撃によって処理不能データを大量にコンピュータに流す行為が該当する可能性がある。これによりコンピュータによって遂行される自律移動支援システムによるサービスの提供を妨げる行為が業務の妨害に該当する可能性がある。
備考	偽計による業務妨害が処罰の対象となる可能性がある。	ICタグを破壊したり損傷することで業務を妨害する行為は処罰の対象となる可能性がある。	コンピュータの物理的な破壊やサービス停止攻撃は処罰の対象となる可能性が高い。

	窃盗罪 (刑法235条)	器物損壊罪 (刑法261条)	不正アクセス罪 (不正アクセス禁止法3条、8条1項1号)	標識損壊罪 (道路交通法115条)
事例	・加害者がICタグをはがして持って行ってしまった。	・加害者がICタグを破壊したり、傷つけたりした。	・加害者がシステムの機能を破壊するために、不正なアクセスを行った。	・加害者がICタグを破壊したり傷つけたりした。
要件と効果	<p>●他人の財物を窃取した者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役に処すとされている。なお未遂も罰せられる。</p> <p>・判例の立場によれば財物とは管理可能なものであるとされており、ICタグは財物にあたる可能性がある。</p> <p>・加害者がICタグをはがして持っていった場合、他人の財物を窃取したことになる可能性がある。</p>	<p>●他人の物を損壊し、または傷害した者は3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処すとされている。</p> <p>・判例の立場によれば財物とは管理可能なものとされており、ICタグは財物にあたる可能性がある。</p> <p>・損壊とは、広く物本来の効用を失わせる行為を含むとされており、ICタグを破壊したり傷つけたりすることはICタグのもつ機能を損壊したされる可能性がある。</p>	<p>●アクセス制限機能を有するコンピュータに対して、当該機能を逃れることができる情報又は指令を行い、アクセスした場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すとされている。</p> <p>・自律移動支援システムのコンピュータにアクセス制限機能がある場合で、加害者がシステムに侵入する際に、認証サーバ等に対し電気通信回線を通じてアクセス制御機能を免れる情報又は指令を行ってアクセスした場合、不正アクセスにあたる場合がある。</p>	<p>●みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転又は損壊して交通に危険を生じさせた場合、5年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処すとされている。</p> <p>・信号機とは、電気により操作され、かつ道路の交通に関し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置(2条14号)とされている。道路標識とは、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板(2条15号)であり、道路標示とは、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路線、ペイント、石等による線、記号又は文字(2条16号)とされている。</p>
備考	ICタグをはがして持っていく行為は、処罰の対象となる可能性が高い。	ICタグを破壊したり損傷する行為は、処罰の対象となる可能性が高い。	不正なアクセスについては、処罰の対象となる可能性がある。	現行法の規定によれば、ICタグは基本的に信号機や道路標識、道路標示の定義にあたらないと思われる。

2 提供主体の法的責任

(1) 自律移動支援システムへの有害な行為(加害行為)があった場合1/2

① 民事責任

	債務不履行 (民法415条)	不法行為 (民法709条)
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者がICタグをはがす等の有害な行為を行ったため、各主体がサービス提供を適切に行えなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者がICタグをはがす等の有害な行為を行ったため、各主体がサービス提供を適切に行えず、利用者に怪我等の損害が発生した。
要件と効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約上の債権債務が存在し、債務者側の事情(債務者の帰責事由)で、契約の内容(債務の本旨)に従った履行をしない場合、債務者は債務不履行責任に問われ、債権者は損害賠償や契約解除を求めることができる。 ・利用者及各主体との間でサービスの提供について、明示的な申込み・承諾があり契約が成立している場合はもちろん、明示的な申込み・承諾がない場合でも、約款や利用規約が存在し、大量かつ定型に行われる行為(電車やバスの利用等)について、契約の成立が認められる場合がある。 ・各主体が契約や約款に規定されたサービスの提供を行わない場合、債務の本旨に従った履行をしていないといえる。 ・加害行為者のタグ等の破壊行為によりサービスの提供を適切に行えなかった等の事情により、債務者の帰責事由がないとされる可能性が高い。 ・もっとも各主体に適切な対策をとらなかった等、加害行為者の行為を助長した等の事情があれば、債務者の帰責事由にあたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ある者が故意又は過失によって他の者の権利や利益を侵害し損害が発生した場合、不法行為責任を問われ、被害者は損害賠償を求めることができる。 ● なお各主体と利用者が契約関係にある場合、特別な社会的接触の関係があるとされ信義則上、一定の義務が発生する場合がある。例えば契約の履行にあたって安全に配慮する義務(安全配慮義務)が一定の場合に生じるとしている(判例4)。 ・故意又は過失によって生じた損害については行為者が責任を負う(不法行為責任)とされており、行為がない場合、基本的に不法行為責任は生じない。 ・しかし法令・契約・慣習・条理等に基づき損害が生じないように措置をとる義務(作為義務)を負っていると解されることがある(判例5、6)。例えば各主体が加害行為を行った刑法犯の行為を防止するべく適切な対策を採らなかった場合(不作為)、故意又は過失があるとされ不法行為となる場合がある。 ・また安全配慮義務違反が認められれば、債務不履行が成立し、各主体に損害賠償責任が問われる場合もある。 <p><製造物責任> ※過失がなく不法行為が成立しないが、損害賠償責任が生じる場合がある。例えば機器等製造業者等が製造した製品が機能しなかったために加害者の行為を助長し、利用者がサービスを受けられないことで損害が生じた場合、製造物責任法(2.3.4条)に基づきその製品に欠陥が存在し、開発危険の抗弁や部品・原材料に係る免責事由がない場合、損害賠償責任が生じる。</p>
備考	各主体に債務不履行責任が認められる場合は限定される。	各主体に不法行為責任が認められる場合は限定される。

2 提供主体の法的責任

(1) 自律移動支援システムへの有害な行為(加害行為)があった場合2/2

② 刑事責任

	<p>幫助罪 (刑法62、63条)</p>	<p>安全管理措置義務違反と罰則 (個人情報保護法20条、21条、22条、56条、58条)</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> 各主体が加害者に悪用される可能性のある機能を、それと知りつつあえて提供し、加害者がその機能を悪用し加害行為が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者がシステムに侵入し自律移動支援システムから利用者の個人情報が漏えいしたり、き損したりした。
要件と効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 正犯を幫助したものは従犯とされ、刑罰は正犯の刑を減輕する。 ・ 幫助とは犯罪の実行行為以外の行為(幫助行為)によって正犯(犯罪の実行行為を行う者)の実行行為を助け、正犯の犯罪の実現を容易にする行為である。 ・ 幫助が成立するためには、幫助者が正犯を幫助すること、正犯が幫助に基づいて実行行為を行うこと、かつ正犯者の実行行為を認識しその実行を自らの行為によって容易にさせることを認識し行為に出る意思(幫助の故意)があることが必要である。 ・ 各主体が加害者に悪用される可能性のある機能を提供することは、幫助行為にあたる可能性がある。また各主体が加害者に当該機能が悪用される可能性があることを知りつつあえて提供したといった事情があれば、幫助の故意があるとされる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失又はき損しないよう安全管理措置を講じる義務がある。また従業者及び外部の委託先についても同様の措置が行われるよう監督する義務がある。これに違反した場合、主務大臣からの勧告・命令の対象となる。なお従わない者は、罰則の対象(6年以下の懲役又は30万円以下の罰金)となる。また両罰規定により法人も処罰される。 ・ 個人情報取扱事業者とは、5000件以上の個人情報を含むデータベース(個人情報データベース等)を事業の用に供している者であり、加害者がそのようなデータベースを保有し事業の用に供している場合には、該当する可能性がある。 ・ 各主体が保有する利用者プロフィール等の個人情報が漏えいしたり滅失したりしないよう適切な施策をとり、従業者や委託先にも周知徹底していない場合、義務違反となる可能性がある。 ・ また加害者がシステムに侵入し利用者の個人情報を漏えいしたりき損した行為に不法行為責任が成立する場合には、損害賠償の責任を負う可能性がある。
備考	各主体に幫助罪が認められる場合は限定される。	各主体に安全管理措置義務違反が認められる可能性がある。

①民事責任

	債務不履行 (民法415条)	不法行為 (民法709条、715条)
事例	<ul style="list-style-type: none"> 各主体がICタグを誤って設置する等により、各主体が適切なサービス提供を行えなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各主体がICタグを誤って設置する等によって各主体が適切なサービス提供が行えず、利用者に怪我等の損害が発生した。
要件と効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約上の債権債務が存在し、債務者側の事情(債務者の帰責事由)で、契約の内容(債務の本旨)に従った履行をしない場合、債務者は債務不履行責任に問われ、債権者は損害賠償や契約解除を求めることができる。 ・ 利用者と各主体との間でサービスの提供について、明示的な申込み・承諾があり契約が成立している場合はもちろん、明示的な申込み・承諾がない場合でも、約款や利用規約が存在し、大量かつ典型的に行われる行為(電車やバスの利用等)について、契約の成立が認められる場合がある。 ・ 各主体の事情によりサービスの提供を適切に行えなかった場合や利用者に損害を与えた等の事情は、債務者の帰責事由になる。 ・ 各主体が契約や約款に規定されたサービスの提供を行わない場合、債務の本旨に従った履行をしていないといえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ある者が故意又は過失によって他の者の権利や利益を侵害し損害が発生した場合、不法行為責任を問われ、被害者は損害賠償を求めることができる。 ● 使用者の事業の執行について被用者が行った行為が第三者に損害を与えた場合、使用者は損害賠償責任を問われる。ただし使用者が被用者の選任・監督に過失がないことを証明すれば責任を免れる ・ 各主体に使用される被用者が、サービスの提供にあたり利用者に損害を与えた場合、各主体は使用者責任を問われる。しかし各主体が当該被用者の選任・監督に過失がないことを証明すれば、賠償責任を免れる。 <p><製造物責任> ※なお過失がなく不法行為にあたらないが、損害賠償責任が生じる場合がある。例えば機器等製造業者等が製造した製品が機能しなかったために利用者がサービスを受けられないことで損害が生じた場合、製造物責任法(2,3,4条)に基づき、製品に欠陥が存在し、開発危険の抗弁や部品・原材料に係る免責事由がない場合、損害賠償責任が生じる。</p>
備考	<p>基本的に各主体に債務不履行責任が認められる可能性が高い。</p>	<p>各主体に不法行為責任が認められる場合はかなり限定される。被用者の不法行為責任が認められる場合には、使用者責任を問われる可能性がある。</p>

②刑事責任

	わいせつ物頒布罪 (刑法175条)	業務上過失致死傷罪 (刑法211条)
事例	・コンテンツ・サービス提供事業者が自律移動支援システムを利用して公序良俗に反するような有害なコンテンツを配信した。	・転落等のおそれのある危険な箇所を示すICタグを各主体の担当者等が設置し忘れたため、利用者が死傷した。
要件と効果	<p>●わいせつの文書、図画その他の物を頒布・販売し、又は公然と陳列した者は2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処すとされている。</p> <p>・わいせつとは、「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものをいう」(判例3)とされており、当該コンテンツが該当すればわいせつ性が認められる可能性がある</p> <p>・公然と陳列とは不特定又は多数人が観覧しうる状態におくことであり、文書、図画その他の物が、インターネットのホームページで閲覧可能な形でプロバイダのサーバに蔵置する行為も陳列に該当するとされた事案※があることから、公然陳列にあたる可能性がある。</p> <p>※東京地判平成8年4月22日、京都地判平成9年9月24日</p>	<p>●業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すとされている。</p> <p>・業務上過失致死傷罪における業務とは、各人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務で、かつ他人の生命身体に危害を加えるおそれのあるものとされており、各主体の担当者等がICタグを設置しサービスを提供する行為が業務にあたる可能性がある。</p> <p>・過失とは行為者が注意していれば犯罪の発生を認識できたのに注意義務を怠って行われる一定の作為または不作為のことである。一般人が当該具体的な状況のもとで結果を予見し回避できることから、注意義務が法律上、義務付けられる。各主体の担当者等が危険箇所を示すICタグを当然設置すべき場所に設置し忘れた場合、注意義務を怠ったとされ、過失ありとされる可能性がある。</p>
備考	コンテンツ・サービス提供者がわいせつ物の配信を行った場合、処罰の対象となる可能性が高い。	各主体の担当者等に業務上過失致死罪が成立する可能性がある。

	安全管理措置義務違反と罰則 (個人情報保護法20条、21条、22条、56条、58条)	風俗営業法の届出規定と罰則 (風俗営業法31条の7、49条、50条)
事例	<ul style="list-style-type: none"> 各主体がサービスの提供にあたり取得した利用の個人情報情報を漏えい・滅失した。 各主体が利用者本人の同意なく、第三者に利用者の個人情報情報を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ・サービス提供事業者が自律移動支援システムを利用して公序良俗に反するような映像コンテンツを配信するサービスを行った。
要件と効果	<p>● 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失又はき損しないよう安全管理措置を講じる義務がある。また従業者及び外部の委託先についても同様の措置が行われるよう監督する義務がある。これに違反した場合は、主務大臣からの勧告・命令の対象となる。なお従わない者は、罰則の対象(6年以下の懲役又は30万円以下の罰金)となる。また両罰規定により法人も処罰される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事業者とは、5000件以上の個人情報を含むデータベース(個人情報データベース等)を事業の用に供している者であり、加害者がそのようなデータベースを保有し事業の用に供している場合には、該当する可能性がある。 各主体が保有する利用者プロフィール等の個人情報が漏えいしたり滅失したりしないよう適切な施策をとり、従業者や委託先にも周知徹底していない場合、義務違反となる。 <p>※なお個人情報の漏えいにより損害賠償を求められた例として、宇治市住民基本台帳漏えい事件(判例7)がある。 宇治市の業務委託先の従業者が住民基本台帳のデータを漏えいした事件で、大阪高裁は宇治市に当該委託先の従業者の使用責任を認め、この漏えいによって生じたプライバシー侵害について一人あたり1万円の損害賠償を宇治市に命じた。</p>	<p>● 映像送信型風俗特殊営業を行う者は、事前に所在地を管轄する考案委員会に届出書を提出する義務がある。違反した場合、20万円以下の罰金に処され、両罰規定により当該法人も処罰される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 映像送信型風俗特殊営業とは、専ら性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達することにより営むものとされ、コンテンツ・サービス提供者による映像コンテンツの配信が該当する可能性がある。
備考	各主体に安全管理措置義務違反が認められる可能性が高い。	コンテンツ・サービス提供者が当該業務を行った場合、規制の対象となる。

① 民事責任

	債務不履行 (民法415条)	不法行為 (民法709条)
事例	・利用者が端末操作を誤ったためにサービスの提供が適切に行われなかった。	・利用者が端末操作を誤ったためにサービスの提供が適切に行われず、利用者に怪我等の損害が発生した。
要件と効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約上の債権債務が存在し、債務者側の事情(債務者の帰責事由)で、契約の内容(債務の本旨)に従った履行をしない場合、債務者は債務不履行責任に問われ、債権者は損害賠償や契約解除を求めることができる。 ・ 利用者と各主体との間でサービスの提供について、明示的な申込み・承諾があり契約が成立している場合はもちろん、明示的な申込み・承諾がない場合でも、約款や利用規約が存在し、大量かつ定期的に行われる行為(電車やバスの利用等)について、契約の成立が認められる場合がある。 ・ 各主体が契約で規定したサービスの提供(債務の本旨)が行われない場合、債務者の帰責事由の有無が問題となる。 ・ 各主体が利用者が誤った操作等をしないよう適切な対策をとらなかったため、利用者が操作を誤った等によりサービスの提供が行われなかった等の事情は、債務者の帰責事由になるとされる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ある者が故意又は過失によって他の者の権利や利益を侵害し損害が発生した場合、不法行為責任を問われ、被害者は損害賠償を求めることができる。 ● なお各主体と利用者が契約関係にある場合、特別な社会的接触の関係があるとされ信義則上、一定の義務が発生する場合がある。例えば契約の履行にあたって安全に配慮する義務(安全配慮義務)が一定の場合に生じるとしている(判例4)。 ・ 故意又は過失によって生じた損害については行為者が責任を負う(不法行為責任)とされており、行為がない場合、基本的に不法行為責任は生じない。 ・ しかし法令・契約・慣習・条理等に基づき損害が生じないような措置をとる義務(作為義務)を負っていると解されることがある(判例5、6)。例えば各主体が適切な対策を採らなかったために(不作為)、利用者の誤操作等によってサービス提供が適切に行われなかった場合、故意又は過失があるとされ不法行為となる場合がある。 ・ また安全配慮義務違反が認められれば、債務不履行が成立し、各主体に損害賠償責任が問われる場合もある。 ● 不法行為責任が成立する場合、被害者は不法行為を行った者に損害賠償を求めることができる。なお損害賠償額の算定にあたり利用者が損害の発生・拡大に関与しているときは、その過失を裁判所が斟酌し、過失相殺が行われることがある。
備考	各主体に債務不履行責任が認められる場合は限定される。	各主体に不法行為責任が認められる場合は限定される。

② 刑事責任

	業務上過失致死傷罪 (刑法211条)
事例	各主体の担当者等がサービス提供にあたり利用者の行為により死傷が生じないように安全を確保するべく十分な注意をしなかったため、利用者が自分の行為が原因となって死傷した。
要件と効果	<p>● 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上過失致死傷罪における業務とは、各人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務で、かつ他人の生命身体に危害を加えるおそれのあるものとされており、自律移動支援システムのサービスの提供が業務にあたる可能性がある。 ・過失とは行為者が注意していれば犯罪の発生を認識できたのに注意義務を怠って行われる一定の作為または不作為である。一般人が当該具体的な状況のもとで結果を予見し回避できることから、注意義務が法律上、義務付けられる。各主体の担当者等が当然配慮をしなければいけないような事項について対応しなかった場合、注意義務を怠ったとされ、過失ありとされる可能性がある。
備考	各主体の担当者に業務上過失致死傷罪が認められる場合は限定される。

①民事責任

	債務不履行 (民法415条)	不法行為 (民法709条)
事例	・積雪や大雨等、利用者や各主体によらない事情を原因となり、各主体が適切なサービス提供を行えなかった。	・積雪や大雨等、利用者や各主体にはよらない事情を原因となり、各主体が適切なサービス提供を行えず、利用者に怪我等の損害が発生した。
要件と効果	<p>●契約上の権債務が存在し、債務者側の事情(債務者の帰責事由)で、契約の内容(債務の本旨)に従った履行をしない場合、債務者は債務不履行責任に問われ、債権者は損害賠償や契約解除を求めることができる。</p> <p>・利用者と各主体との間でサービスの提供について、明示的な申込み・承諾があり契約が成立している場合はもちろん、明示的な申込み・承諾がない場合でも、約款や利用規約が存在し、大量かつ定期的に行われる行為(電車やバスの利用等)について、契約の成立が認められる場合がある。</p> <p>・契約内容に基づくサービスの提供(債務の本旨)が行われない場合、債務者の帰責事由の有無が問題となる。</p> <p>・予想外の大雪や大雨等によりサービスの提供が行われなかったような場合は債務者の帰責事由がないとされ、債務不履行とされない可能性がある。</p> <p>・もっとも各主体によるシステムの設計に誤り等があったために大雪や大雨等によりシステムが十分に機能せず、サービスの提供が行われなかった等の事情があれば、債務者の帰責事由があるとされる可能性がある。</p>	<p>●ある者が故意又は過失によって他の者の権利や利益を侵害し損害が発生した場合、不法行為責任を問われ、被害者は損害賠償を求めることができる。</p> <p>●なお各主体と利用者が契約関係にある場合、特別な社会的接触の関係があるとされ信義則上、一定の義務が発生する場合がある。例えば契約の履行にあたって安全に配慮する義務(安全配慮義務)が一定の場合に生じるとしている(判例4)。</p> <p>・故意又は過失によって生じた損害については行為者が責任を負う(不法行為責任)とされており、行為がない場合、基本的に不法行為責任は生じない。</p> <p>・しかし法令・契約・慣習・条理等に基づき損害が生じないような措置をとる義務(作為義務)を負っていると解されることがある(判例5、6)。例えば各主体が加害行為を行った刑法犯の行為を防止するべく適切な対策を採らなかった場合(不作為)、故意又は過失があるとされ不法行為となる場合がある。</p> <p>・また安全配慮義務違反が認められれば、債務不履行が成立し、各主体に損害賠償責任が問われる場合もある。</p>
備考	各主体に債務不履行責任が認められる可能性がある。	各主体に不法行為責任が認められる場合は限定される。

②刑事責任

	業務上過失致死傷罪 (刑法211条)
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・予想外の大雪や大雨等によってサービス提供が困難になったにもかかわらず、各主体の担当者等が利用者に死傷が生じないように安全を確保するべく十分な注意をしなかったため、利用者が死傷した。
要件と効果	<ul style="list-style-type: none"> ●業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処すとされている。 ・業務上過失致死傷罪における業務とは、各人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務で、かつ他人の生命身体に危害を加えるおそれのあるものとされており、自律移動支援システムのサービスの提供が業務にあたる可能性がある。 ・過失とは行為者が注意していれば犯罪の発生を認識できたのに注意義務を怠って行われる一定の作為または不作為である。一般人が当該具体的な状況のもとで結果を予見し回避できることから、注意義務が法律上、義務付けられる。各主体の担当者等が当然配慮をしなければいけないような事項について対応しなかった場合、注意義務を怠ったとされ、過失ありとされる可能性がある。
備考	提供主体の担当者に業務上過失致死傷罪が認められる場合は限定される。

判例1:情報の窃取に関する実務での取り扱い(東京地判平成9年12月5日)

信用金庫支店長らが預金事務センターのコンピュータに電磁的に記録保存されている預金残高明細等をアウトプットさせた事案について、同支店備付けの用紙に印字した書類の窃盗としている。

「価値の高い情報を化体した紙・ファイル・フィルム」に財物性を認め、それについての財産犯を処罰する処理が行われている。

(出典:前田雅英「刑法各論講義[第3版]」東京大学出版会P144-145)

判例2:朝日放送事件(大阪地判平成9年10月3日)

大阪のテレビ局「朝日放送」が開設するウェブページに使われてるサーバコンピュータのハードディスク内に記憶・蔵置されていた天気予報画像データファイルを、インターネットを介して消去し、同一ファイル名を付したわいせつな画像データファイルを送信し、ハードディスク内に記憶・蔵置させて置き換え、アクセスしてきた不特定の利用者にわいせつ画像等を再生・閲覧させた。判決では、電子計算機損壊等業務妨害罪およびわいせつ図画公然陳列罪の成立を認め、観念的競合として重い前者の刑で処断した。

(出典:岡村久道・南石知哉「朝日放送事件」サイバー法判例解説、別冊NBL79P64)

判例3:チャタレー事件(最高判昭和32年3月13日)

D・H・ロレンスの「チャタレー夫人の恋人」を翻訳出版したところ、翻訳者と出版社社長がわいせつ文書頒布罪(刑法175条)で起訴された事件である。

判決では大審院時代の判例を踏襲して、憲法上規制可能な「わいせつ物」とは「徒らに性欲を興奮又は刺戟せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な道義観念に反するもの」という定義を示し、文書がこの定義に該当するかどうかは「社会通念」にしたがって判断するという考え方を示した。

(出典:阪口正二郎「文学とわいせつ(1)ーチャタレー事件」メディア判例百選、別冊ジュリストP112-113)

判例4:自衛隊員が業務中に他の隊員が運転する自動車にひかれて死亡した事例(最高判昭和50年2月25日)

安全配慮義務を肯認した最初の最高裁判決である。

「ある法律関係にもとづいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間に、その法律関係の付随義務として、相手方の生命及び健康等を危険から保護するような配慮をすべき義務がある」

判例5:拓忍会事件(東京地判昭和48年8月29日)

大学の空手愛好会に所属する学生が退部しようとして会員数名から暴行を加えられて死亡するに至った事件に関し、事情を知る学生課長・学生主事に、集団暴行による身体、生命の侵害を防止する「条理」上の責務がある、とした。(四宮和夫「不法行為」青林書院P294)

判例6:販売先の薬商から有毒アルコールを買った者が飲用して死亡したので、損害賠償を販売者に対して請求した事件(大阪控判大正7年2月15日)

有毒アルコールを飲料用として薬商に売った者は、社会観念上からも、契約法の原則(信義則)からも、危険予防の処置をとる責務があるから、薬商にこれを通知せず、またその問い合わせにも単に不明である旨を回答したのは、不作為による不法行為になるとする。(四宮「不法行為」P294)

判例7:宇治市住民基本台帳データ不正漏えい事件(大阪高判平成13年12月25日)

宇治市が住民基本台帳データを利用したシステム開発を外部業者に委託したが、再委託先の業者のアルバイト従業員が住民基本台帳データをMOIにコピーし、さらに名簿業者に売却した。名簿業者はこれをもとに新たな名簿を作成し、販売したほか、一部地区の住民251名分のデータを販売した。これに対し住民がプライバシー権を侵害され、精神的苦痛をこうむったとして国家賠償法1条及び民法715条に基づき損害賠償の請求を求めた。(藤原静雄「宇治市住民基本台帳データ不正漏えい事件」サイバー法判例解説、別冊NBL79P190)

「本件データを流出させてこのような状態に置いたこと自体によって、被控訴人らの権利侵害があったというべきである。」、「事実に照らすと、控訴人と従業員Tとの間には、実質的な指揮・監督関係があったと認めるのが相当である。」、「事実に照らすと、控訴人が被用者の選任・監督について相当の注意を払ったとは到底いうことができない。」、「控訴人は、被控訴人らに対し、使用者責任(民法715条)を負うというべきである」

「本件において、被控訴人らのプライバシーの権利が侵害された程度・結果は、それほど大きいものとは認められないこと、控訴人が本件データの回収等に努め、また市民に対する説明を行い、今後の防止策を講じたことを含め、本件に現れた一切の事情を考慮すると、被控訴人らの慰謝料としては、1人当たり1万円と認めるのが相当である。」

(参照条文)

【民法】

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

【製造物責任法】

(平成六年七月一日法律第八十五号)

(目的)

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。)

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

【個人情報の保護に関する法律】

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【著作権法】

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

第百二十四条 法人の代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十九条第一号(著作者人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。)又は第百二十二条の二第一項 一億五千万円以下の罰金刑

二 第百十九条第一号(著作者人格権又は実演家人格権に係る部分に限る。)若しくは第二号又は第百二十条から第百二十二条まで 各本条の罰金刑

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

【刑法】

(幫助)

第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

(従犯減輕)

第六十三条 従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(わいせつ物頒布等)

第一百七十五条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。

(器物損壊等)

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

【不正アクセス行為の禁止等に関する法律】

(不正アクセス行為の禁止)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。)

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報(識別符号であるものを除く。)又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。)

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

(罰則)

第八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第六条第三項の規定に違反した者

【風俗営業法1/2】

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

～略～

8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること(放送又は有線放送に該当するものを除く。)により営むものをいう。

～略～

(営業等の届出)

第三十一条の七 映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称
- 三 事務所の所在地

四 第二条第八項に規定する映像の伝達の用に供する電気通信設備(自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。)を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝達の用に供する部分をいい、電気通信回線の部分を除く。次条において「映像伝達用設備」という。)を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝達する際に用いるもの

五 前号に規定する場合における自動公衆送信装置が他の者の設置するものである場合にあつては、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名又は名称及び住所

2 第三十一条の二第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号(第六号を除く。)」とあるのは、「第三十一条の七第一項各号」と読み替えるものとする。

【風俗営業法2/2】

第四十九条

～略～

5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

～略～

六 第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項、第三十一条の十七第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の規定に違反して届出書を提出せず、若しくは第三十三条第一項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは同条第一項の届出書に係る添付書類を提出せず、又は第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項、第三十一条の十七第一項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

七 第三十六条の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

～略～

第五十条 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前条(第二項を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

【道路交通法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

～中略～

十四 信号機 電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、灯火により交通整理等のための信号を表示する装置をいう。

十五 道路標識 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。

十六 道路標示 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路綫、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

第八章 罰則

第百十五条 みだりに信号機を操作し、若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を移転し、又は信号機若しくは公安委員会が設置した道路標識若しくは道路標示を損壊して道路における交通の危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。